

12) 医療施設

① 対象施設															
大分類	医療施設														
中分類	—														
対象施設	国民健康保険五色診療所 国民健康保険堺診療所														
② 対策の優先順位の考え方															
個別施設の状態 (劣化・損傷の 状況や要因等)	国民健康保険五色診療所の減価償却率は46.8%、国民健康保険堺診療所のそれは72.8%であり、特に堺診療所の老朽化が進んでいる。														
当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険その他社会保険の主旨に基づく模範的な診療、国民健康保険事業の円滑な実施、介護保険法の主旨に基づく介護保険事業の円滑な実施、保健施設としての公衆衛生の向上及び増進、国民健康保険診療及び保健施設に関する研究、国民健康保険の健全な運営に貢献している。 ・直営診療所としては、洲本市内に4か所（五色、堺、応急、上灘）ある。 ・五色診療所は若干外来患者が増加、堺診療所についても患者の減少はほとんどなく、安定した状況が続いている。 ・いずれの診療所も、近隣に他の医療機関が存在しない地域にあり、そういった地域の住民に対し一次医療を提供する拠点として重要な役割を担っている。特に五色診療所は医療提供のみならず、通所リハビリテーションや居宅介護支援事業等、介護保険事業も行っており、医療・介護を含めた包括的サービス提供にも貢献している。 <p>・利用者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五色診療所</td> <td>19,616</td> <td>17,737</td> <td>17,682</td> </tr> <tr> <td>堺診療所</td> <td>1,455</td> <td>1,398</td> <td>1,338</td> </tr> </tbody> </table>				H29	H30	R1	五色診療所	19,616	17,737	17,682	堺診療所	1,455	1,398	1,338
	H29	H30	R1												
五色診療所	19,616	17,737	17,682												
堺診療所	1,455	1,398	1,338												
対策の優先順位の考え方	対策の実施に当たっては、施設の適切な維持管理に努め、財政負担の縮減や平準化を図りながら施設の長寿命化を進める。														
③ 個別施設の状態等															

点検・診断によって得られた個別施設の状態等	計画期間初期に点検・診断を実施予定。
個別施設の状態以外の事項	特になし
④ 対策内容と実施時期	
<p>○五色診療所：適切な維持管理また随時必要な改修を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>○堺診療所：施設の機能維持のために必要な点検・調査、補修・修繕、改修等を行う。</p>	

① 対象施設	
大分類	医療施設
中分類	—
対象施設	国民健康保険五色診療所・医師住宅 1 旧国民健康保険五色診療所・医師住宅 2 旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅 1 旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅 2
② 対策の優先順位の考え方	
個別施設の状態 (劣化・損傷の 状況や要因等)	<ul style="list-style-type: none"> 旧国民健康保険鮎原診療所・医師住宅 1 については、長期間、空き家状態であったため、老朽化が顕著である。 他の医師住宅については、健全な状態を維持している。
当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域での医師確保のために必要な施設であるが、必要な医師数からすれば、全てをその目的で保持する必要はなく、一部他用途へ転換することは可能。 現状は下記のとおり。 ○国民健康保険五色診療所医師住宅 1：農政課へ貸付中 ○旧国民健康保険五色診療所医師住宅 2：医師転居により空き家 ○旧国民健康保険鮎原診療所医師住宅 1：10年程度空き家 ○旧国民健康保険鮎原診療所医師住宅 2：旧鮎診閉鎖により空き家
対策の優先順位の考え方	対策の実施に当たっては、施設の適切な維持管理に努め、財政負担の縮減や平準化を図りながら施設の必要性、用途を吟味した上で長寿命化を進める。
③ 個別施設の状態等	
点検・診断によって得られた個別施設の状態等	計画期間初期に点検・診断を実施予定。
個別施設の状態以外の事項	最低限の施設を本来の用途で残し、他施設は他用途への転換を図る。
④ 対策内容と実施時期	
<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能維持のために必要な点検・調査、補修・修繕等を行う。一方で、施設の有効活用の観点から、貸付け、他用途での転用を模索する。活用が図られない場合は、除却も含めて検討する。 	